

1 開催日 平成 26 年 4 月 30 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 24 号 平成 27 年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について

日程第 3 市教委第 25 号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について

4 報告

○第二次子ども読書活動推進計画の策定スケジュール等について

○高知市立神田小学校南側グラウンド整備計画について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長

谷 智 子

2 番委員

山 本 和 正

3 番委員

西 森 やよい

5 番委員

松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長

土 居 英 一

教育政策課長

高 岡 幸 史

学校教育課長

野 村 能 教

市民図書館長 (参事)

貞 廣 岳 士

教育政策課長補佐

宮 田 小 町

教育政策課総務担当係長

吉 本 忠 邦

教育政策課主任

横 田 由 紀 子

6 欠席委員

4 番委員

野 並 誠 二

1 平成 26 年 4 月 30 日（水） 午後 4 時 30 分～午後 5 時 20 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 30 分

谷委員長

ただいまから、第 1130 回高知市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、松原教育長よろしくお願ひいたします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 24 号「平成 27 年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村でございます。

本年度は、小学校教科用図書の採択の年に当たっておりまして、今年度は、小学校 9 教科 11 種目について、教育委員会において、採択をいたします。

資料の 1 ページをご覧ください。まず教科書採択の仕組みについてでございますが、本市は、単独で高知採択地区となっております。採択の仕組みは本市独自で定めることができます。その 1 ページの図にございますように、教育委員会から採択協議会に調査研究の諮問をしまして、今年度はそこから更に、調査研究委員会に各教科書の専門的な調査を委任することになります。その結果につきましては、調査研究委員会から採択協議会に対して報告を受け、採択協議会では、各種目 3 種を選定し、教育委員会に答申し、教育委員会において採択をするという流れになります。

次に、今回の教科用図書の採択の関連につきまして、学習指導要領との関連について少し説明をさせていただきます。現在の小学校の学習指導要領は、平成 20 年 3 月に告示をされ、平成 23 年 4 月から完全実施となっております。この学習指導要領の改訂の際に、目指すべき理念について検討が行われました。知識基盤社会とも言われる社会に変化に対応するための能力が求められる現在では、生きる力を育むという理念は、益々重要になっていく。このため、改正前の学習指導要領の理念である、生きる力を育むという理念は、この改正された学習指導要領に引き継がれることになっております。

続きまして、平成 27 年度使用高知地区小学校教科用図書調査研究方針について説明をさせていただきます。2 ページの方をご覧ください。2 ページにあります 5 つの方針を掲げております。

先ず 1 つ目でございます。学習指導要領に定める各教科の目標が達成できるとともに、今日的な課題を踏まえた内容が配慮されているかという方針を一番に挙げております。

2 番目に、内容の表現が正確、適切であり、かつ正しい判断力、思考力、想像力を養うことができるよう配慮されているかとしておりますが、これは、改正教育基本法に示された教育理念の中に判断力、思考力、想像力の内容が含まれておることから掲げさせていただいております。

3 番目に、内容、分量、配列などが、児童の心身の発達段階に即し、児童が興味を持ち、自発的にも学習できるように配慮されているかということで、これは確かな学力を確立するために必要な時間の確保、授業実施から実践の配慮がなされているかということになります。

4 番目として、挿絵、写真、図表等の資料が適切で、効果的に利用できるよう配慮されているかということですが、児童が学習内容を習得するため、思考力、想像力を育むためより効果的な利用が可能であるかということから示したものでございます。

5 番目として印刷が鮮明であり、文字、紙質、製本などが適切であるかとしておりまして、印刷の文字の大きさ、紙の質、製本などが適切であることを研究していただくという内容になっております。

なお、今回の採択で、最も重要なことは、高知市の子どもたちに確かな学力を定着させ、判断力、思考力、想像力を育んでいくようなコンセプトになっているかということでございます。こうしたことから、この5つの調査研究方針を立てております。ご検討の方を宜しくお願いしたいというふうに思います。

また、平成27年度使用小学校教科用図書の採択に関わる調査研究の諮問についてでございます。

3ページをご覧ください。先程申し上げましたように、教育委員会から採択協議会に、各種目の調査研究を行い、種目ごとに3種を選定するよう諮問するものでございます。

高知地区教科用図書採択協議会に対して、谷委員長名で諮問をしてよろしいかお伺いするものでございます。

あと資料4ページの方は、高知地区教科用図書採択協議会規則を掲載しておりまして、協議会の委員は、第3条に定めておりますが、17人以内を以て組織をするということになっております。

次に資料6ページをご覧ください。6ページは、高知地区小学校教科用図書調査研究委員会規則を掲載しております。第3条に、80人以内をもって組織することが定められておりまして、教科ごとに調査研究をして下さる方々に関する規則でございます。

次に11ページをご覧ください。11ページには平成27年度使用小学校教科用図書調査研究実施要領案でございます。2のところは委員会の教科別の人数を掲げております。4には3段階の評価を記入するように定めておるところです。

なお、高知地区教科用図書採択協議会委員及び高知地区教科用図書調査研究委員会その他日程につきましては、本年8月31日までは非公開とさせていただいておりまして、教育委員さんには、また別途お示しをさせていただきたいと思っております。以上ご審議の方よろしくお願いたします。

谷委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

2ページの調査研究方針なんです。2項で3つの項目があって、正しい判断力、思考力、想像力という文言がありますよね。この正しいというのは、判断力にかかるんですかというのが1つと、あとこの正しいというのがどこからか持ってこられている文言であれば、もうそれ以上特段のことは申しませんが、正しい判断力という言葉は、一歩引いて考えると非常に難しい、奥の深い言葉だと思います。

何をもって正しいとするのかという規範が、このままだと良く分からないようにも思われます。すみませんその点について教えていただけませんかでしょうか。

谷委員長

他にございませんか。

では今の2の正しいということについてちょっと構いませんか。

松原教育長

この正しいが判断力にかかっているのか、すべて、例えば思考力、想像力にかかっているのかということだが。

谷委員長

この教育基本法に書いてあるというふうに言っていました。その教育基本法に正しいという言葉は入っていますか。

学校教育課長

ちょっと待ってください。

松原教育長

学習指導要領ではないか、入っているのは。今ちょっと調べているので、他をやっておいて。

谷委員長

はい、他にありましたら。

山本委員

よろしいですか。3ページなんですけども、その種目ごと3種を選定するというのですが、これは3者という解釈でよろしいですかね。

学校教育課長

そうです。種類ごとに3者。

山本委員

それは、例えばその3者の中から、委員会の教育委員の中で決めると。

学校教育課長

そうです。

山本委員

それには、例えば3つあるんですけども、推薦が強いのか、弱いのかという表現もありの中の選択になりますか。

学校教育課長

これは、採択協議会の方で、調査研究委員会の調査研究を基に、それぞれ、これ種目によって、いわゆる教科書の数が違いますので、その中から3つを選んで、その中から選んでいただく。

特に、その順位付けはしておりませんので、3種という表現をさせていただいております、実際には、教育委員にも教科書も見ていただいて、採択協議会のその報告書、調査研究の報告を見ていただいて、最終的には高知市の子どもたちにふさわしい教科書を選んでいただく。

山本委員

その中ということは、どれを選んでも間違いない教科書という表現。

学校教育課長

そうですね。補足で、採択協議会からは3種挙げますけれども、仮に教育委員さん見られて、その3種に選ばれてない、採択協議会から上がってないものがないということになれば、その中からも制度上は採択することは、それはできます。

山本委員

はい、分かりました。

谷委員長

そしたら、上がってきたものを全部の教科をこの場ですということですか。

学校教育課長

はい。

谷委員長

その他にはありませんか。前回の研究方針と違っているところというのはありますか。この中には。

学校教育課長

学習指導要領が改訂されておられませんので、前回の小学校で調査研究したものと、ここの文言については、同じ文言を。

谷委員長

ああ1から5までね。

学校教育課長

ただ今、西森教育委員さんから質問いただきましたところは、ちょっと少しお時間いただいて、調べてご説明させていただきたいと思います。

谷委員長

その他には、この件についてはありませんか。構いませんか。

それでは、そのことだけちょっと後でということ、その他については質疑がないということで進めさせていただきます。

松原教育長

だから、要は、この研究方針という案がありますよね。この案のとおり、この案で委員長名で、この図書採択協議会委員長の方に諮問してよろしいかということなんですよ。

谷委員長

今のところが明らかにしてからでないんじゃないかなと思って。

西森委員

そしたら是非、すみませんやっぱり、正しい判断力、正しい思考力、正しい想像力というものがどこに掛かるかを今ちょっと質問させていただいていますけど、それを存在するんでしょうかという根本的な意味で疑問があつて、逆に言えば非常に複数、人それぞれそのシチュエーションそれぞれあり得ることであつてということなのか、それともどこか科学的、心意的には、究極そういう正しいと言われるものがあつて、それを追及すべきであるという学問的視点のことを言っているのか、という意味でちょっと。

松原教育長

確かにね。

谷委員長

正しい思考力、正しい想像力ってあまり。

西森委員

そうですね。判断も、結果的にそれがベストだったとか、ベターだったというランク付けは過去を振り返るとできることはあると思うんですけど、やっぱりこれが正しい判断力で、貴方の判断間違っていると言い切れる場面が果たしてどれくらいあるのかというふうに思うものですから。どうなんでしょうね。力ですからね。

谷委員長

正しいという言葉も。

松原教育長

その通りやね。

西森委員

正しい判断、判断力。技術という意味で言えば、やっぱり優れた技術はあるんだとも思うんですけど。

松原教育長

まあ、言えるのは、正しい思考力とか正しい想像力なんかないよね。普通は。

学校教育課長

すみません、今調べているんですけど、文部科学省の学習指導要領に書いている基本的な考え方のところには、このような表現をされています。改正教育基本法、学校教育法の一部改正、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視するとともに、学力な重要な要素は、1. 基礎的・基本的な知識・技能の習得、2. 知識技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、3つ目に、学習意欲であることを示した。こういう表現で。

松原教育長

そう直したらどうか。

谷委員長

それやったら分かる。前から言われている学力の3要素というのがそれなので。

松原教育長

正しい思考力とか正しい想像力なんて妙にね。

谷委員長

確かにそうですね。

松原教育長

判断力も妙にねえ。今の世の中あまり言われたいよね。あまりこれ、正しいというねえ。

西森委員

そうですね。非常に怖い言葉だと思うんですよ、正しいという言葉というのは。

谷委員長

正しい判断力、思考力、想像力という部分を、かつ、判断力、思考力、表現力を養うことができるようであれば学習指導要領の求めている学力にぴったりするので、正しいという言葉を除けてというふうなのがいのような気がしますね。

西森委員

そうですね。

谷委員長

教育基本法の明示の仕方がちょっとはっきり私も把握してないので。

西森委員

この場で結論を出していただくか後でということでもいいですが、正しいという3文字はちょっとこの場面では良くないような気がするんです。

あの要約としてもちょっと違うかなという感じがしまして、ただ単に判断力、思考力、想像力を養うことができるようだと、ちょっとあっさりしすぎて、なにかいい表現を工夫していただいて。

松原委員長

さっきのは、ちょっと適当なのがないか。さっき読んだような形で。

学校教育課長

ちょっと、それでは後程提案させていただいてよろしいですか。

谷委員長

そしたら次のをやりながらということで構いませんか。

松原教育長

元に戻るということで、もう1回ね。結論を出さないで。

谷委員長

取りあえずこの部分だけ置いて、次の議案をやって行くということで。

それでは、次に日程第3 市教委25号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。資料4ページ、5ページをお願いいたします。詳細につきましては、5ページの新旧対照表の方をご覧くださいと思います。

第4条の第3項中、下線を引いておりますが、及び技師を、右の新の方で技師及び再任用技査に改める内容となっております。具体的に申し上げますと、教育政策課施設担当に、昨年度末に市役所を定年退職いたしました建築の技術職員を再任用として配置をしたことによりまして、規則の改正が必要となったものでございます。配置の理由といたしましては、現在学校の耐震化工事等が増加を続ける中、技術職員を配置することで、技術的な助言でありましたり、現場等の対応をお任せするということによりまして事務職員の負担の軽減を図る目的で、今年度から配置をしたところでございます。説明は、簡単ですが以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

松原教育長

異議なし。

谷委員長

よろしいですか。ではご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第25号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 25 号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「第二次子ども読書活動推進計画の策定スケジュール等について」、事務局から説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。よろしく申し上げます。

「第二次子ども読書活動推進計画の策定スケジュール等について」というレジメを置かせていただいていると思いますけども、そのレジメに沿って説明をしていきます。

子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づいて策定されるものでございます。これは、努力義務の策定になっておりまして、それに基づきまして平成 18 年 4 月に、高知市子ども読書活動推進計画の策定をいたしました。これは、5 か年計画になっておりまして、18 年度から 22 年度ということで、少し間があいてしまいましたけども、今年度に第二次子ども読書活動推進計画の策定を行いたいというふうに思っております。策定年度は、平成 26 年度。計画期間といたしましては、平成 27 年度からの 5 か年ということで、31 年度まででございます。計画を策定するのにあたりまして、子ども読書活動推進計画審議会を設置いたしまして、委員構成につきましては、乳幼児教育、学校教育、読書ボランティア、学識経験者、各分野専門家の皆さんに入っていて、ご審議をしていただいて、第二次子ども読書活動推進計画を策定したいというふうに思っております。

黄色の冊子をちょっとご覧になっていただきたいですけども、時間の関係で全部はご説明ができませんが、28 ページ、29 ページをご覧になっていただきたいと思っております。高知市子ども読書活動推進計画といいますと、大きくは、それぞれ行われる場所によって 4 つに分かれておりまして、家庭地域における読書活動の推進、幼稚園・保育所における読書活動の推進、学校における読書活動の推進、図書館における読書活動の推進ということです。そして、それぞれが、そういう事業を実施しながら、連携しながら、そういった子ども読書活動を推進していくという計画の大枠は、こういったことになっており、右側にあるように様々な事業をこの計画に基づいて行っているというのが実態でございます。第二次子ども読書活動推進計画、それぞれのところの見直しも含めて必要になってきますけども、一番大きなところは、新図書館ができることによって、そういうソフト面とかハード面も含めて変更要素があるということで、平成 28 年度中に新図書館が開館しますので、この 5 か年計画の中に新図書館も踏まえた形で、県民図書館と共同して実施していくというふうなことも今度の計画には載せなければいけないと考えております。

レジメに戻っていただいて、子ども読書活動推進計画関連課策定委員会メンバーとありますけども、さっき学校におけるとか、幼稚園・保育所におけるとかいろいろ言いましたけども、そういった形で市役所の中においても、教育委員会に限らず、保育・幼稚園課、子ども育成課、学校教育課、教育研究所、教育環境支援課、障がい福祉課の点字図書館であるとか、市民図書館と様々の部署が影響してきて、それぞれが事業を実施して、子ども読書活動を推進していこうということなので、そういった関連課で、計画策定の素案を作っていて、審議会の方に諮っていききたいというふうに思っています。

平成 26 年度のスケジュールでございますけども、4 月、ちょっとゴシックで太字で書いていますけども、教育委員会の方に報告をさせていただいて、そのあと関連課が集まって、そういった策定についての話をした後、6 月に第 1 回子ども読書活動推進計画の審議会を開催いたしまして、それを踏まえまして 8 月に各課で作業をする形で、第 2 回策定委員会で協議をして、9 月に第 2 回の子どもの読書活動推進計画審議会を開催させていただいて、そこで素案の提示等内容の審議をしていただこうというふうに考えております。

その結果を踏まえまして、10 月に教育委員会の方に報告させていただいて、中間報告という形で教育委員会に報告させていただいて、ご意見をいただきたいと考えております。

それと下に図書館協議会と書いていますが、教育委員会だけでなく、図書館法に基づき図書館協議会もありますので、そちらの方に報告をさせていただいて、図書館協議会の委員の皆さんにもご意見をうかがいたいというふうに思っております。

計画審議会は、策定の目的の審議会ですけれども、いろんな委員さんからの意見に基づいて計画策定をしたいと思っています。それを踏まえまして、第3回策定委員会をして、その後、計画審議会で意見を踏まえた修正案の提示であったりということをした上で、12月に予定するパブリックコメントを実施させていただきます。その上で、パブリックコメントの検討を第4回の審議会ですさせていただいて、その後、図書館協議会、教育委員会の方に2月に教育委員会の議案として提出をさせていただいて、意見をいただきたいというふうに思っています。3月には計画策定というふうにしていきたいと思っております。その都度教育委員会の皆さんにはご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

子ども読書活動推進計画審議会委員の構成というのがございますけど、その中に民間の事業者、もっと言えば本屋さんの関係ですとか、いわゆる、経営者みたいな人とか、そういう人っていうのは想定されていいますか。

市民図書館長

経営者の方とかは、ちょっと想定してなくて、市民の方ですね、そういった方はお一人委員に入っていたかと思っております。今の想定では、PTAの母体の方のそういった子どもさんがおる親御さんの方に入っていて、そういった方に意見を言っていたらいいと思っております。

西森委員

分かりました。ちょっと質問の趣旨だけ述べさせていただきます。先程読ませていただきました。これは要するに本が好きでたまらなくて、ずっと本の中に埋もれていたい人たちがまずいて、逆に全然読みたくない人がいるんですよね。で、多分こういう審議会をやると、本が好きでたまらない人が集まるんじゃないかと想定しまして、読書がいいに決まっているとまずもう分かり切っていて、しかも本が大好きな人たち、ただ逆に言えば、その人たちには、私も含めてなんですが、本を読まない人の気持ちが良く分からないというか、あんなに面白いのに何で読まないのだろうと、こういうことなんです。例えばそういう、読むのが嫌いな人を探してくださいとは申しませんが、何かその、本を仕掛ける人みたいな人がいたら、ちょっと面白いと思ったものですから、そんなことを質問でさせていただいた次第でございます。

市民図書館長

そういう観点で言いますと、さっき言った市民の中でそういった人が当たるかちょっとどうか分からないんですけども、あとは、それぞれの専門家の委員で構成されていますので、それぞれの分野ごとに、おっしゃられるとおりの読書会の提供側になってくると思います。

西森委員

分かりました。有難うございます。

谷委員長

他にございませんか。

山本委員

第一次子ども読書活動を計画されて、これの検証なんかはされているんですか。

市民図書館長

その検証も今している最中ではございまして、検証を踏まえて、その進捗であるとか、見直しであるとかを含めてちょっと今整理してございまして、第1回の計画策定審議会で、それも含めて審議していきたいと考えています。すいません本日はまだそこまで整理できてなくてようお示しできていませんけれども。

松原教育長

今、学校での子どもの読書というのは、すごく盛んになりましたよね。この4・5年で。朝、読書をやったり、そういったことで、そこら辺りはしっかり検証はしておかないといかんと思いますね。

山本委員

いいところはさらに伸ばしてもらいたいと思います。

市民図書館長

18年度から言えばかなり変わっていると思いますので、その変化も含めて説明をしていって新たな計画を作っていきたいと思います。

谷委員長

学力向上の方に、非常にその読書というのが有効に作用するということが、いろんな調査でも結果として出ているので、結局、この1, 2, 3, 4のそれぞれの分野がやると同時に、何というか全体として、やっぱり市民運動的に読書を進めていくとかですね。いま家読とかいろいろそういう学校教育と家庭と重なった取組もしている県なんかもあるようですけど、そういう意味で、全体的な打ち出すものをやっぱりどういうふうにしていくか、それが結果的に学校においては、学力が、高まり、また生涯にわたって本に親しむ子供を作るということに繋がると思います。結局分野別と同時に全体的なことや、その市民運動の動きなんかをちょっと考えていただいたら、より一層充実したものになるかと思いますのでよろしくお願いします。

市民図書館長

わかりました。

谷委員長

その他にはございませんか。

委員一同

_____ 【は _____ い】 _____

谷委員長

それではこの件に関して、良いということで、次に、高知市立神田小学校南側グラウンド整備計画について事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課高岡です。

別資料の1枚ものでお配りしています写真付きの資料でご説明させていただきます。

まず最初に写真の説明からさせていただきますが、①、これが神田小学校の現校舎が建っておる敷地でございます。それで、②、③、これが今年度整備を予定しております新運動場の整備予定地となっております。

それと④番は、神田小学校がこれまで小学校のグラウンドとして使っておりました、北グラウンドと呼んでおりますが、こちらが現在の運動場。それと⑤番が、これが高知市のみどり課が所管します神田公園というふうになっております。

それでは順次ご説明をさせていただきます。現在計画をしております新しい運動場を整備する位置は資料の②、③の部分となりますが、現在これが田んぼで今耕作をしております。これまでの経緯でございますが、開校当時から神田小学校の運動場については、校舎北東に市道を隔てた位置、④の位置ですが、整備をしておりました。

その④のグラウンドにつきましては、運動場が学校から見えないことなどから、安全面で不安がございまして、体育の授業、クラブ活動、それと上級生の休み時間等にこの北グラウンドは主に使用しておりました。

下級生の休み時間につきましては、⑤の神田公園の一部を使用している状況がございました。このような環境については、開校当時から保護者の皆様や地域の皆様から改善を求められまして、南側の隣接地へ新しい運動場を整備するように、これまでも強く要望も教育委員会の方にもございました。

今年度の事業の内容につきましては、今回、②、③の土地につきましては、借地契約を結びまして、借地での土地の提供ということで、整備を考えております。借地料と測量設計の委託料を合わせまして、1,500万

円を計上しております。なお、南側用地の地権者の方とは、昨年度中に借地契約による用地の提供についてご協力いただけるということを確認いたしております。

今後のスケジュールにつきましては、5月16日に近隣の皆様方への説明会を開催する予定をしております。

正式な借地契約につきましては、現在田んぼ耕作中ですので、それが収穫した後、9月頃から借地契約を締結する予定をしております。整備工事設計は11月頃に終了し、運動場の整備工事費予算につきましては、12月補正予算で計上する予定としております。また、新しい運動場の完成は予定ではございますが、平成27年の6月末頃を目指して計画をしておるところでございます。報告は以上でございます。

谷委員長

この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

この契約内容とかの適正とか借地料の妥当性とかのチェックはどこがしているんでしょう。市長部局には契約課とかそういうのがあると思うんですけど。これは、やはりここで契約内容とかまで詳細をお聞きしてやるものですか。

教育政策課長

契約書につきましては、一定市の方で様式がございまして、それは管財課の方が作成したものを採用して、教育委員会も同様の内容で契約する予定をしております。それと、借地料につきましては、資産税課の固定資産評価を基に、市の方で統一した考え方がございますので、それを参考にして地権者の方と最終的には金額の交渉にはなりますが、そのラインでのお話合いということになります。

西森委員

契約するのは、高知市長ですか。

教育政策課長

教育委員会。

西森委員

教育委員会ですよ。ということは、やっぱり一応契約内容とかの、今この段階では詰めている段階だと思うんですが、お話私たちは聞いて、よろしいんじゃないですかという話を一応すべきなんじゃないかな。多分。すみません、自分の仕事が仕事なものですから、民法上の借地契約をやって、期間がどれくらいで、万が一の解約とかいう場面では、どう備えているのかとかいうことは契約締結の時には、やはり判断すべき事項なんですよ。もちろん事務局で、万全にしておさっているからと思うんですが、特に今日は報告の段階なんで。

松原教育長

これは、契約は教育長専決でいくつもりでいるのだろう。教育委員会で決めるのではなくて、教育長専決でいって報告をするというふうな形になっているわけよね。

教育政策課長

契約書の内容については当然管財課の方のチェックが入りますし、合議も向こうと決裁を取ってですね、最終的には契約する運びになります。

西森委員

今私たちは、その内容はあまりよく知らないですけど、報告を受け賜りますとの立場でよろしいのかどうかというのが、立場的にもちょっと悩ましくて。

教育政策課長

契約をした場合には、報告させていただきます。

西森委員

はい、よろしくをお願いします。

谷委員長

はい、そうしていただくように、よろしくをお願いします。

山本委員

新しいグラウンドができた場合、今現在使っているグラウンドはどのような活用になるんですか。

教育政策課長

借地ですので、先程西森委員からのお話にも関連するかもしれませんが契約期間につきましては、なるべく長期にお願いしたいということで、地権者の方とは、事前にはお話はしておりますが、今ここで何年ということは、なかなかお話しはできませんが、新しいグラウンドが借地という形ですので、どういう状況になる変化が起こるかも分かりませんので、現時点では北グラウンドはそのまま残すという考えでおります。

松原教育長

借地の場合は、残しておかないとどうなるかは分からないので、これが借地ではなくて買ったら必要がないので、売りに出すという形ですよ。

山本委員

グラウンドとしてもやっぱり使う可能性はあるということですか。

松原教育長

④ですか。②、③ができたらわざわざ向こうまで行く必要はないと思います。

教育政策課長

構いませんか。北グラウンドは現在先程ご説明しましたが、クラブ活動であつたりというところで、土地の形状がサッカーに非常に適しておりますので、スポーツ少年団のサッカーが休みの時にやったり放課後に合流してクラブ活動をしております。

松原教育長

だけど、新しいグラウンドができたなら、②、③で大体やるようになるわけやろう。

教育政策課長

④があれば、④を使いたければ、サッカーは④を使ったり、野球は②、③でしたりするという事です。

松原教育長

今の段階ではね。だけど将来的には、売ることも頭に置いているわけだから、④ということよりも②、③で対応してもらいたいということやろう。

教育政策課長

そうです。

谷委員長

②、③がもう市教委の方に、借地ではなくなるようになる可能性というのはあるわけですよ。

松原教育長

買うことは。

谷委員長

買う方向で進めるわけですね。

教育政策課長

土地の問題ですので、相手方さんが利用されますので。そこは、今後の交渉といいますか、話し合いの経過によってどういう状況になるかというのはまた変化が出てくる。

松原教育長

うちとして、買いたいんですよ。

谷委員長

そうですね。

山本委員

そっちの方がいいと思います。

谷委員長

近くだし、隣だし。他にございませんか。よろしいですか。

それでは、先程の日程第2の議案審議に戻ります。事務局の方、お願いします。

学校教育課長

先程は大変失礼いたしました。先程、西森委員さんからご意見いただきまして、お手元に少し修正をしたものをお配りさせていただきました。先程の説明を私が文部科学省の学習指導要領の改訂に伴う考え方のところでということで説明させていただきました表現、思考力、判断力、表現力等を養うことができるように配慮されているかということで改めてみてはどうかということで、再度提案させていただきます。

谷委員長

はい、今度の学習指導要領で打ち出している学力の中心的なものは、この3つなんですね。

学校教育課長

知識への活用にかかり配慮するために必要な思考力、判断力、表現力等とちょっと前段の文言が長いので少しそこは短くさせていただいて、思考力、判断力、表現力だけではございませんので、等ということを加えて、養うことができるように配慮されているかという文言に修正をさせていただけたらと思いますが。

松原教育長

シンプルになったけど、単純にこうすると、余計難しいんじゃないのか。これ以外の教科書、3種に選ばれなかったのは、それが無いということになる。

学校教育課長

あと、これは各種目の全体の方針ですので、この後、種目ごとに、また、その種目の特性を踏まえた調査研究をさせて参りますので、その算数であれば算数、国語であれば国語の特色を生かした調査研究を種目ごとにさせていただくことにしております。

谷委員長

まあ、等がついているので、3つの学力の3要素というのが、一番ここを出してということであれば、いいんじゃないかと思えますけれど、ちょっとさっきのを見ているので、なんか余りにもすっきりしているような感じになっていますが、これでいいんじゃないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委24号「平成27年度使用小学校教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」は、この案のとおり決することにご異議ありませんか。

松原教育長

これまでの議論で修正が必要になった内容について反映させた案に賛成します。

谷委員長

では、修正案に対してご異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第24号は、原案のとおり決しました。

それでは以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時20分

署 名

委 員 長

5 番 委 員